小作爭議調査表

No. 5

（昭和　年　月分）

項目	内容
場所	福岡縣三井郡弓削村大字烏巣
關係人員	地主　一人（野口貞二） 小作人　一人（楢原惣太郎）
地主關係團体	十二
原因	昭和三年度より今六年度迄の小作料滞納し地主の督促に対して何等の處置に出でず為十月二十二日久留米支部に支拂命令の申請せり
發生	昭和七年十月廿二日
終熄	昭和〃年十二月十二日
關係地種類面積	田　六反二十歩 畑　二十五歩
小作人關係團体	全農縣聯（本部派） 筑後農民組合
要求事項	昭和三年より今六年度迄小作料（田反當り四俵八合、畑反當三俵）を要求す
經過	○小作人は地主に対し地味悪しきを以て四俵八合を三俵半に減額を要求したるも灌漑水費反十六円を負担すれば減額すの答え交渉打切 ○十月二十四日異議の申立をせり ○全日小作調停の申請をなす ○十二月十二日福岡地方裁判所久留米支部にて裁判長、書記、小作官補、委員にて調停委員会開催の結果解決
結果	一、未納小作米四石五斗三合の三石に減額し其の半額を昭和八年一月迄残額を昭和九年一月迄に完納すること 二、小作人は従来通り継續小作せしむること

財團法人協調會福岡出張所

備考